

令和6年度 使用料・手数料の設定・改定について

1 総括表

区分	使 用 料	手 数 料
設 定	安佐北コミュニティセンター使用料 - 千円	都市計画関係手数料 - 千円
		地区計画の区域内における建築物の制限の特例許可申請手数料 - 千円
		消防関係手数料 - 千円
改 定	道路占用料 9,032万7千円	都市計画関係手数料 - 千円
	駐車場使用料 - 千円	消防関係手数料 - 千円
	公園使用料 321万3千円	
計	4 件 9,354万円	5 件 - 千円

※ 表中の金額は、使用料・手数料設定等に伴う増収見込額（通年ベース）である。

2 使用料

(1) 設定

◆ 安佐北コミュニティセンター使用料

① 主な内容

安佐北コミュニティセンターの新設に伴うもの。

区 分	金 額
ホール使用料	1時間までごとに 4,720円

② 使用料の額の考え方

類似施設と同額に設定する。

③ 実施時期 7年4月1日（利用料金制を導入する施設であり、指定期間の始期に合わせて設定）

④ 増収見込額 ー 千円 (通年ベース)

(2) 改定

◆ 道路占用料

① 主な内容

区 分		現 行	改 定
第2種電柱 (1級地)	1本1年 につき	2,200円	2,400円
標識 (1級地)		2,100円	2,300円

② 使用料の額の考え方

市内の級地区分ごとの道路価格及び使用料率（地価に対する賃料の割合）を考慮し改定する。

③ 実施時期 6年4月1日

④ 増収見込額 9,032万7千円 (通年ベース)

◆ 駐車場使用料

① 内容

区 分	現 行	改 定
路上駐車場使用料	駐車30分につき200円を 超えない範囲内で指定管 理者が市長の承認を受け て定める額	駐車30分につき230円を 超えない範囲内で指定管 理者が市長の承認を受け て定める額
路外駐車場使用料	駐車30分につき210円を 超えない範囲内で指定管 理者が市長の承認を受け て定める額	駐車30分につき220円を 超えない範囲内で指定管 理者が市長の承認を受け て定める額

② 使用料の額の考え方

近隣民間駐車場の料金との均衡を考慮し改定する。

③ 実施時期 7年4月1日（利用料金制を導入している施設であり、次期 指定期間の始期に合わせて改定）

④ 増収見込額 ー 千円 (通年ベース)

◆ 公園使用料

① 主な内容

区 分	現 行	改 定
電柱その他これ に類するもの	1本1年につ き 1,500円	1,600円

② 使用料の額の考え方

道路占用料の改定に準じて改定する。

③ 実施時期 6年4月1日

④ 増収見込額 321万3千円
(通年ベース)

3 手数料

(1) 設定

◆ 都市計画関係手数料

① 主な内容

建築基準法の改正に伴うもの。

区 分	金 額
既存の建築物についての建築物の敷地と道路との関係の建築物の大規模の修繕等に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき 27,000円

② 手数料の額の考え方

県と同額に設定する。

③ 実施時期 6年4月1日

④ 増収見込額 ー 千円 (通年ベース)

◆ 地区計画の区域内における建築物の制限の特例許可申請手数料

① 主な内容

建築基準法の改正に準じるもの。

区 分	金 額
住宅又は老人ホーム等の容積率の算定に当たり、機械室その他これに類する建築物の部分で、市長が認定するものを延べ面積に算入しないこととする特例に係る認定申請手数料	1 件につき 27,000円

② 手数料の額の考え方

県と同額に設定する。

③ 実施時期 6年4月1日

④ 増収見込額 ー 千円 (通年ベース)

◆ 消防関係手数料

① 内容

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴うもの。

区 分	金 額
高圧ガス製造許可申請手数料	液化石油ガスの充てん設備の許可を受けた移動式製造設備1件につき 6,000円

② 手数料の額の考え方

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める額と同額に設定する。

③ 実施時期 6年4月1日

④ 増収見込額 ー 千円
(通年ベース)

(2) 改定

◆ 都市計画関係手数料

① 主な内容

県が手数料を改定することに伴うもの。

区 分	現 行	改 定
低炭素建築物新築等 計画認定申請手数料	構造計算適合性判定（国土 交通大臣が定めた方法によ る場合）に係る床面積の合 計が1,000平方メートル以下 の場合の追加額 205,700円	229,900円

② 手数料の額の考え方

県の金額に準じて改定する。

③ 実施時期 6年4月1日

④ 増収見込額 ー 千円 (通年ベース)

◆ 消防関係手数料

① 主な内容

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴うもの。

区 分		現 行	改 定
危険物貯蔵所設置許可 申請手数料	危険物の貯蔵最大数量	浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵 所等 1 件につき 1,590,000円	1,920,000円
	10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満		

② 手数料の額の考え方

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める額と同額に改定する。

③ 実施時期 6年4月1日

④ 増収見込額 ー 千円
(通年ベース)